

銚田大広諮問第2号
令和3年12月22日

銚田・大洗広域事務組合
新ごみ処理施設整備検討委員会委員長 様

銚田・大洗広域事務組合
管理者 岸田 一夫

新ごみ処理施設の整備・運営について（諮問）

銚田・大洗広域事務組合新ごみ処理施設整備検討委員会条例第2条の規定により、下記のことについて貴委員会の意見を求めたく、諮問いたします。

記

1 諮問事項

- (1) 新ごみ処理施設の処理方式に関する事。
- (2) 新ごみ処理施設の事業方式に関する事。
- (3) 新ごみ処理施設の余熱利用方針に関する事。
- (4) その他新ごみ処理施設の整備に関する事。

2 諮問の趣旨

銚田・大洗広域事務組合では、銚田市、大洗町の1市1町における一般廃棄物の処理を広域で行うため、令和3年3月に「ごみ処理施設整備基本構想」を策定し、新たなごみ処理施設を整備する基本方針として「循環型のまちづくりに寄与できる施設」、「周辺環境における環境負荷の低減が可能となる施設」、「安全で安定したごみ処理を推進できる施設」、「経済性に優れた施設」を目指すことを決めました。

この基本方針を踏まえ、当地域が新たな一般廃棄物処理システムを構築するうえで、その主体となる新ごみ処理施設の整備・運営について、貴委員会の専門的知見を踏まえ、総合的にご審議を賜りたく諮問いたします。